

水道事業年報

貝塚市水道事業



➤ 令和4年度決算分までを対象に作成しています

目 次

I	事業の概要	
1.	貝塚市の沿革と概要	1
2.	拡張事業	2
3.	整備事業	4
4.	水道料金の変遷	6
5.	工事納付金の変遷	11
II	機構	
1.	機構図	13
2.	事務分掌	14
3.	職員状況	
(1)	職員配置	16
(2)	年齢別職員構成	16
(3)	在職年数別職員構成	16
III	施設	
1.	水道施設位置と給水区域図	17
2.	施設概要	18
3.	給水系統図	20
4.	施設水位高低図	21
IV	業務	
1.	業務量の推移	23
2.	取水量・配水量	24
3.	薬品・電力使用量	25
4.	水質試験	26
5.	用途別有収水量	28
6.	用途別料金調定表	28
7.	料金徴収別構成	29
8.	給水工事及び修繕工事取扱状況	30
9.	メーター取扱状況	30
V	経理	
1.	収益的収入及び支出	31
2.	費用構成	32
3.	資本的収入及び支出	33
4.	損益計算書	34
5.	貸借対照表	35
6.	供給単価及び給水原価	
(1)	年度別内訳	36
(2)	給水原価内訳	36
【参考】①	府下各市供給単価及び給水原価比較表	37
②	府下各市一般家庭用水道料金比較表	38
VI	経営分析	
1.	業務分析	39
2.	財務分析	40
3.	労働生産性	42

I 事業の概要

1. 貝塚市の沿革と概要
2. 拡張事業
3. 整備事業
4. 水道料金の変遷
5. 工事納付金の変遷

1. 貝塚市の沿革と概要

貝塚市は、明治22年の町村制施行以来、貝塚町、麻生郷村、島村、南近義村、北近義村、木島村、西葛城村の7町村に分かれていました。

その後、昭和6年4月1日に貝塚町、麻生郷村、島村、南近義村、北近義村の5町村が合併し、新しく貝塚町として発足しました。

昭和10年4月15日には木島村を併合。

さらに昭和14年4月1日、西葛城村も編入され、ほぼ現在の市域が形成されました。

そして昭和18年5月1日、待望の貝塚市誕生を迎え、現在に至っています。



市勢概要 (令和5年3月31日現在)

- 面積 43.93 k m²
- 位置 東経 135度19分～26分
北緯 34度20分～27分
- 広ぼう 東西 4.8Km
南北 16.0Km
- 海拔 0～857m
- 計画給水人口 90,100人
- 給水人口 82,962人
- 給水戸数 38,272戸
- 年間総配水量 9,500,260m³

2. 拡張事業

事業名	認可年月	着工年月	竣工年月	計画給水区域
創設	昭和9年6月	昭和9年10月	昭和11年3月	旧貝塚町一円
第1次拡張事業	昭和24年4月	昭和24年4月	昭和28年3月	新井・福田・久保地区を拡張
第2次拡張事業	昭和28年5月	昭和28年6月	昭和34年3月	全市(蕎原・大川・稲谷・木積畑地区を除く)
第3次拡張事業	昭和35年3月	昭和35年4月	昭和42年3月	既認可と同じ
第4次拡張事業	昭和42年3月	昭和42年4月	昭和47年3月	既認可と同じ
第5次拡張事業	昭和46年10月	昭和46年10月	昭和50年3月	既認可と同じ
第6次拡張事業	昭和60年5月	昭和60年5月	平成15年3月	既給水区域に二色の浜環境整備事業の区域を加える
第6次拡張事業 (計画変更)	平成15年3月	平成15年4月	平成21年3月	木積畑地区を拡張
第7次拡張事業	平成21年1月	平成21年4月	平成28年3月	蕎原簡易水道給水区の統合
	平成26年2月 変更届	平成26年4月	平成29年3月	給水区域の拡張(大川・稲谷地区等未普及地域の追加)

計 画 給水人口	計 画 1 日 最大給水量	事 業 費	事 業 内 容
人 18,000	m ³ 2,286	千円 245	1. 津田水源地施設建設 ・表流水取水設備新設 ・深井戸1本新設
20,000	5,000	29,500	1. 津田水源地施設の拡充 ・深井戸1本、急速ろ過施設2池、500m ³ 配水池1池増設 ・沈澱池・ばっ気槽の新設
40,000	10,000	119,497	1. 半田配水場、清見ポンプ所、三ツ松ポンプ所建設 2. 半田配水場：深井戸1本、急速ろ過池設置
60,000	21,000	555,700	1. 津田水源地：深井戸5本新設・1本掘替、浄水施設、配水設備の増設、中央管理棟の建設 2. 半田配水場：深井戸1本新設、浄水設備、配水設備の増設
81,480	32,590	745,847	1. 名越受水場に2,000m ³ 受水池建設 2. 水間ポンプ所に1,000m ³ 配水池建設 3. 水間山上配水池に550m ³ 配水池建設 4. 津田浄水場：深井戸5本新設、浄水施設の改良
84,000	39,480	868,000	1. 津田浄水場 ・深井戸2本新設、浄水施設の増設及び改良、4,000m ³ 配水池増設 2. 東山配水場に3,000m ³ 配水池建設
89,310	43,800	6,278,922	1. 津田浄水場と東山配水場の間に相互連絡管の布設と送水ポンプの設置(自己水の有効利用と安定給水を図る) 2. 貝塚中央線、大阪臨海線、国道170号線(外環状線)への管路整備(配水能力の強化を図る) 3. 給水拠点の変更として、名越受水場廃止と三ツ松受水場・三ヶ山配水場建設(ポンプ圧送方式から自然流下方式に転換) 4. 東山配水場に4,500m ³ 配水池2池増設
96,000	42,900	957,211	1. 木積畑地区への給水 2. 三ツ松受水場に1,000m ³ 受水池増設 3. 三ヶ山配水場に3,000m ³ 配水池増設 4. 三ヶ山山上配水池に500m ³ 配水池2池増設
96,100	39,800	5,483,000	1. 蕎原簡易水道の統合 2. 津田浄水場：送配水設備(中央管理棟、中央監視設備含む)、 浄水処理設備の更新
90,100	33,600	4,455,874	3. 未普及地域の解消：大川稲谷地区

3. 整備事業

事業名	着工年月	竣工年月	事業費 千円	事業目標
上水道整備事業	昭和49年4月	昭和53年3月	762,000	・公共水域への水質汚濁防止対策
配水管更生事業	昭和53年4月	平成6年3月	599,688	・赤水防止対策
石綿セメント管更新事業	平成6年4月	平成12年3月	855,909	・漏水防止及び震災対策
上水道施設整備計画 (ア7計画C-21)	平成8年4月	平成21年3月	3,907,743	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い水道施設の構築 ・供給安定性の向上 ・安全でおいしい水の確保 ・給水サービスの向上 ・効率的な施設管理の実施 ・市民皆水道の達成
※上水道施設整備計画は、一部第6次拡張事業及び第6次拡張事業（計画変更）として実施する。				
水道事業基本計画 (第2次ア7計画C-21)	平成21年4月	平成31年3月	8,480,000	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲める水道水の供給 ・いつでもどこでも利用できる水道 ・計画的・効率的で健全な事業運営 ・市民から愛される水道 ・環境に配慮した水道 ・国際社会と協力し合う水道
※水道事業基本計画は、一部第7次拡張事業として実施する。				
かいづか水道 ビジョン2019	令和元年4月	令和11年3月	8,323,514	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して飲んでいただける安全な水道水の供給 ・いつでも使っていただける水道水の確保 ・ずっと信頼していただける水道事業の確立

事 業 内 容
1. 津田浄水場に排水処理施設新設
1. ライニング工事 L = 28, 146m
1. 石綿セメント管布設替工事 L = 8, 955m
1. 三ツ松受水場受水池 (1, 000m ³) 1 池新設、受水池 (1, 000m ³) 1 池増設 2. 三ヶ山配水場配水池 (3, 000m ³) 1 池新設、配水池 (3, 000m ³) 1 池増設 3. 東山配水場配水池 (4, 500m ³) 1 池増設 4. 三ヶ山山上配水場配水池 (500m ³) 2 池増設 5. 木積畑地区への給水 6. 深井戸の掘り替え 3 井
1. 津田浄水場：送配水設備(中央管理棟、中央監視設備を含む)、浄水処理設備、排水処理施設の更新 2. 深井戸の掘り替え 3 井 3. 蕎原簡易水道の統合 4. 秬谷・大川地区への給水 5. 施設・管路の耐震化 6. マッピングシステムの導入
1. 深井戸掘り替え 2. 配水池 (津田浄水場4000 t、東山配水場 2 号配水池等) 耐震補強 3. 自家発電設備 (津田浄水場、三ツ松受水場、三ヶ山配水場、木積中継ポンプ場) 設置 4. 排水処理施設 (津田浄水場) 更新 5. 電気設備等 (三ツ松受水場、三ヶ山配水場) 更新 6. 老朽管布設替更新

4. 水道料金の変遷

種 別	昭和11年4月改定			昭和21年4月改定		
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)
家事(専用)	8	1	0.10	8	3	0.30
官公署学校病院その他これに類似のもの	18	4.50	0.08	18	12	0.25
湯屋営業用	280	22.40	0.08	560	100	0.25
原動力会社その他これに類似のもの	90	10	0.10	1	18	0.30
家事(共用)	5	0.50	0.08	5	1.50	0.25
工事その他により一時使用のもの	1		0.07以上 0.25以下	1		0.07以上 0.50以下
洗濯営業用	80	7.20	0.09	80	15	0.25
庭園栓	10	1.60	0.22	10	4	0.25
私設防火栓 防火演習用	1栓1回 10分間	2		1栓1回 10分間	5	
散水用	0.2	0.015	0.015	0.2	0.05	0.05
量水器 使用料	口径13mm		0.20			0.40
	口径16mm		0.30			0.60
	口径20mm		0.35			0.70
	口径25mm		0.55			1.10
	口径40mm		0.70			1.50
	口径50mm		1.50			3
	口径75mm		2			4
	口径100mm		3			6

種 別	昭和22年4月改定		
	基本料金		超過料金
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)
家事 (専用)	口径13mm	8	1.50
	口径16mm		
	口径20mm		
	口径25mm		
	口径40mm		
	口径50mm		
官公署学校病院その他これに類似のもの	18	50	1
湯屋営業用	500	300	1
原動力会社その他これに類似のもの	1	0.70	1.20
家事 (共用)	口径13mm	5	1
	口径16mm		
	口径20mm		
	口径25mm		
	口径40mm		
	口径50mm		
工事その他により一時使用のもの	1	1.50以上3以下	
洗濯営業用	80	60	1
庭園栓	10	30	1.50
私設防火栓 防火演習用	1栓1回 10分間	20	0.20
量水器使用料	昭和21年4月と同じ		

種 別	昭和23年6月改定			昭和23年10月改定			昭和24年8月改定			
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	
計量栓	家事用(専用)	8	32	5	8	50	7	8	60	9
	官公署学校病院用	20	80	5	20	125	7	20	160	9
	工場用	1	4	5	1	5.50	7	500	3,500	9
	一般営業用	15	90	8	20	180	10	20	230	7
	湯屋用	400	1,400	4	400	1,800	6	400	2,300	13
	家事用(共用)	5	20	4	5	30	6	5	35	8
定額栓	家事用(専用)	1戸 4人以下	32	1人増毎 10	1戸 4人以下	60	1人増毎 15	1戸 4人以下	80	1人増毎 20
	家事用(共用)	1戸 4人以下	30	1人増毎 8	1戸 4人以下	40	1人増毎 10	1戸 4人以下	50	1人増毎 10
臨時用	1	10以上20以下		1	10以上20以下		1	10以上20以下		
支栓水栓料	1栓につき		8	1栓につき		8	1栓につき		10	
庭園栓	1栓につき		200	1栓につき		200	1栓につき		200	
私設防火栓演習用	1栓1回10分間		50	-		-	-		-	
量水器使用料	1栓につき		5	1栓につき		5	1栓につき		15	

種 別	昭和26年9月改定			昭和27年6月改定			
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	
計量栓	一般家事用(専用)	10	95	12	10	115	15
	官公用	20	200	12	20	240	15
	工場用	500	4,000	10	500	4,800	13
	一般営業用	20	230	13	-		
	湯屋用	400	3,000	8	400	3,800	10
	一般家事用(共用)	6	55	10	6	65	13
定額栓	一般家事用(専用)	1戸 4人以下	120	1人増毎 25	1戸 4人以下	150	1人増毎 25
	一般家事用(共用)	1戸 4人以下	70	1人増毎 20	1戸 4人以下	95	1人増毎 20
臨時用	1	10以上20以下		1	10以上20以下		
支栓水栓料	1栓につき		10	1栓につき		10	
庭園栓	1栓につき		200	1栓につき		250	
量水器使用料	1栓につき		15	1栓につき		15	

種 別	昭和30年4月改定			昭和32年4月改定			
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	
計量栓	一般家事用(専用)	10	150	18	10	180	22
	官公用	20	300	18	20	360	22
	工場用	500	6,500	17	250	3,750	20
				500	7,500		
	湯屋用	500	5,600	13	500	6,720	15
	一般家事用(共用)	6	85	17	6	100	20
定額栓	一般家事用(専用)	1戸 4人以下	200	1人増毎 32	1戸 4人以下	240	1人増毎 40
	一般家事用(共用)	1戸 4人以下	125	1人増毎 25	1戸 4人以下	150	1人増毎 30
臨時用	1	10以上20以下		1	25以上35以下		
支栓水栓料	1栓につき		10	-		-	
庭園栓	1栓につき		250	1栓につき		300	
三ヶ山簡易水道(一般家事専用)	10	250	30	10	250	30	
王子簡易水道(一般家事専用)	10	300	35	10	300	35	
量水器使用料	1栓につき		15	1栓につき		20	

種 別		昭和35年4月改定			昭和38年4月改定		
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
		水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)
計 量 栓	一般家事用(専用)	10	180	24	10	180	24
	官公用	20	400	24	20	400	24
	工場用	250	4,500	20	250	4,500	20
		500	9,000		500	9,000	
	湯屋用	500	8,064	18	500	8,064	18
	一般家事用(共用)	6	100	20	6	100	20
	臨時用	1	35以上50以下		1	35以上50以下	
	庭園栓	1栓につき 300			1栓につき 300		
	三ヶ山簡易水道(一般家事専用)	8	300	35	廃止		
	王子簡易水道(一般家事専用)	8	300	35	廃止		
量水器使用料	1栓につき 20			1栓につき 20			

種 別		昭和42年11月改定			昭和46年10月改定			
		基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	
		水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	
家事用	10	220	11m ³ ~30m ³	35	6~10m ³	230	11m ³ ~20m ³	40
			31m ³ ~300m ³	38			21m ³ ~30m ³	50
			301m ³ ~	40			31m ³ ~	60
官公用	20	700	35		20	900	55	
工場用	250	7,500	40		250	9,000	58	
	500	15,000			500	18,000		
湯屋用	500	11,200	30		200	6,000	40	
					500	15,000		
家事用(共用)	6	120	25		6	100	7m ³ ~10m ³	20
							11m ³ ~20m ³	30
							21m ³ ~30m ³	40
							31m ³ ~	50
臨時用	1	50~70			1	100		
量水器使用料	1栓につき 20			1栓につき 20				

種 別		昭和49年11月改定				
		基本料金		超過料金		
		水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)		
家事用	6~10m ³	280	~5m ³	160	11m ³ ~20m ³	45
			21m ³ ~30m ³	75		
			31m ³ ~	95		
官公用	20	1,500	21m ³ ~300m ³	90		
			301m ³ ~	95		
工場用	150	8,250	90			
	300	16,500				
湯屋用	200	6,000	45			
	500	15,000				
家事用(共用)	6	140	7m ³ ~50m ³	40		
			51m ³ ~	60		
臨時用	5	900	180			
量水器使用料	1栓につき 30					

種 別	昭和51年6月改定				昭和53年4月改定					
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金			
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)		水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)			
家事・業務等 小口使用	~5m ³	240	11m ³ ~20m ³	80	10	610	11m ³ ~20m ³	105		
			21m ³ ~30m ³	130			21m ³ ~30m ³	155		
	6m ³ ~10m ³	450	31m ³ ~1,000m ³	160			31m ³ ~1,000m ³	190		
			1,001m ³ ~2,000m ³	180			1,001m ³ ~2,000m ³	215		
			2,001m ³ ~	200			2,001m ³ ~	240		
官公用	20	2,600	160		20	3,250	200			
湯屋用	200	6,000	45		200	7,500	55			
	500	15,000			500	18,750				
業務・工場等 大口使用	200	口径20以下	18,000	201m ³ ~500m ³	130	200	口径20以下	18,900	201m ³ ~500m ³	155
		25	18,500				25	19,400		
		40	19,500				40	20,500		
		50	21,000	501m ³ ~	155		50	21,000	501m ³ ~	185
		75	28,500				75	28,500		
		100	43,000				100	43,000		
		150	102,000				150	102,000		
家事共用	6	140	7m ³ ~50m ³	40	6	175	7m ³ ~50m ³	50		
			51m ³ ~	60			51m ³ ~	75		
臨時栓	0	1,000	300		0	1,250	375			
量水器使用料	1栓につき 50				1栓につき 70					

種 別	昭和55年4月改定				平成9年4月改定					
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金			
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)		水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)			
家事・業務等 小口使用	10	750	11m ³ ~20m ³	125	10	850	11m ³ ~20m ³	115		
			21m ³ ~30m ³	185			21m ³ ~30m ³	165		
			31m ³ ~1,000m ³	230			31m ³ ~50m ³	200		
			1,001m ³ ~2,000m ³	260			51m ³ ~100m ³	210		
			2,001m ³ ~	290			101m ³ ~500m ³	220		
官公用	20	4,000	245		20	4,000	21m ³ ~50m ³	225		
							51m ³ ~100m ³	235		
							101m ³ ~500m ³	245		
							501m ³ ~	255		
湯屋用	200	9,000	65		200	10,000	65			
	500	22,500			500	25,000				
業務・工場等 大口使用	200	口径20以下	24,600	201m ³ ~500m ³	185	200	口径20以下	27,600	201m ³ ~500m ³	210
		25	25,300				25	28,400		
		40	26,700				40	30,000		
		50	27,300	501m ³ ~	225		50	30,600	501m ³ ~	260
		75	34,200				75	38,400		
		100	51,600				100	57,900		
150	122,400	150	122,400							
家事共用	6	210	7m ³ ~50m ³	60	6	210	7m ³ ~50m ³	60		
			51m ³ ~	90			51m ³ ~	90		
臨時栓	0	1,500	450		0	1,500	450			
量水器使用料	1栓につき 90				1栓につき 90					

*平成元年4月からの消費税3%については、内税として現行料金に含め対応する。

*平成9年4月からの消費税5%については、改定料金に100分の105を乗じて得た額とする。

種 別	平成14年4月改定			
	基本料金		超過料金	
	水量(m ³)	料金(円)	1m ³ 付(円)	
家事・業務等 小口使用	10	940	11m ³ ~20m ³	125
			21m ³ ~30m ³	175
			31m ³ ~50m ³	210
			51m ³ ~100m ³	220
			101m ³ ~200m ³	235
			201m ³ ~500m ³	250
			501m ³ ~1,000m ³	275
			1,001m ³ ~	300
官公用	20	4,100	21m ³ ~50m ³	235
			51m ³ ~100m ³	245
			101m ³ ~500m ³	255
			501m ³ ~1,000m ³	265
湯屋用	200	11,000	65	
	500	27,500		
業務・工場等 大口使用	200	口径20以下 32,500	201m ³ ~500m ³	250
		25 33,500		
		40 34,500	501m ³ ~1,000m ³	275
		50 35,500		
		75 44,500		
		100 62,500	1,001m ³ ~	300
		150 125,500		
家事共用	6	240	7m ³ ~50m ³	60
			51m ³ ~	90
臨時栓	0	1,500	500	

(量水器使用料は廃止)

*料金は、上表の区分により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。

*平成26年4月からの料金は、上表の区分により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

*令和元年10月からの料金は、上表の区分により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

*令和2年5月から令和4年4月検針分については、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として、家事・業務等小口使用、湯屋用、業務・工場等大口使用の基本料金を5割減額。

5. 工事納付金の変遷

(単位:円)

メーター口径	昭和46年4月改定	昭和48年4月改定	昭和49年11月改定 (※1)	昭和51年6月改定 (※2)
13mm	20,000	20,000	30,000	40,000
20mm	30,000	50,000	75,000	100,000
25mm	40,000	80,000	120,000	160,000
40mm	100,000	200,000	300,000	450,000
50mm	150,000	300,000	450,000	680,000
75mm	450,000	900,000	1,350,000	2,000,000
100mm	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,500,000
150mm	3,500,000	7,000,000	10,500,000	市長が別に定める額

メーター口径	昭和53年4月改定 (※3)	昭和55年4月改定	昭和61年6月改定	平成7年4月改定
13mm	40,000	50,000	100,000	100,000
20mm	100,000	120,000	120,000	120,000
25mm	160,000	200,000	200,000	200,000
40mm	450,000	550,000	550,000	550,000
50mm	680,000	820,000	820,000	820,000
75mm	2,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
100mm	4,500,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000
150mm	市長が別に定める額	市長が別に定める額	市長が別に定める額	管理者が別に定める額

※1 メーター口径が13mmから25mmまでについて市内1年以上在住者は免除する。

※2 メーター口径が13mmから25mmまでについて市内1年以上在住者は1/2を免除する。

※3 免除項目は削除する。

*平成元年4月からの消費税3%については、上記料金に含め対応。平成9年4月からの工事納付金は、上記料金に100分の105を乗じて得た額とし、平成26年4月からの工事納付金は、上記料金に100分の108を乗じて得た額とし、令和元年10月からの工事納付金は、上記料金に100分の110を乗じて得た額とする。

このページは空白です。